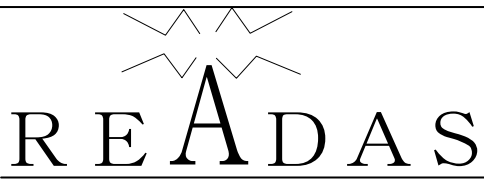


第 4775 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月22日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 所得拡大促進税制と雇用促進税制

Q：所得拡大促進税制と雇用促進税制の違いはどんなところですか？

A：次のような点で違います。

【解説】

所得拡大促進税制(Aという)と雇用促進税制(Bという)は、呼び方が似ているので紛らわしいですが、次のような点に違いがあります。

①対象者

Aは青色申告事業者ですが、Bは青色申告事業者で、かつ公共職業安定所に雇用促進計画の届出を行った者

②適用要件

A：基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加、給与等支給額が前事業年度を下回らない、平均給与等支給額が前事業年度を下回らないのすべてを満たすこと

B：その事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般被保険者の数が前事業年度末に比べて10%以上、かつ5人(中小事業者は2人)以上増加したこと等の公共職業安定所の確認を受けること

③税額控除額

A：基準事業年度からの増加額の10%

B：増加した一般被保険者の数×40万円
(H25.3.31まで開始事業年度は20万円)

④適用期間

A：平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度

B：平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度

